

講演

近藤明彦さん

弁護士の視点から今の子どもを捉える

編集部

近藤明彦弁護士が、2013年9月21日、第30回に
いがた県民教育研究所総会の記念講演を行いました。
それを編集部がまとめたものです。

私は、新潟県弁護士会の子どもの権利委員会や子ども
の権利条約にいがたの会に所属し、日頃から子ども
への関心を深めつつ活動をしている。今日は「今の子
どもをどう捉えるか」を弁護士の立場から、皆さんと
一緒に考えてみたい。

1、「今の子ども」は変わったか

私は大人が子どもを語る時、注意すべきこととして、
次のことを基本的視点としている。

・ 子ども自身は（本来的には）変わっていない。
・ 子どもが変わったとすれば、すべて子どもが置か
れた「環境」によるもの。

・ その環境とは親、家族、学校、地域社会、社会環
境（―物質化社会・情報化社会）。

・ 子どもは「環境」を作ったことはない（子どもに
は帰責理由（注）はない）。

（注）法律用語で責任がどこにあるかを示す。ここで
は子どもが環境を選べないから責任なしという意味で
ある。

私は、オギャーと泣いて生まれた子どもに、今と昔
で違いがあるはずがないと考えている。「最近の子ど
もたちは…云々論」は子どもを否定することから出発

するが賛成できない。すべては、それらの環境を作り出した大人の責任であり、変わったのは子どもでもなく、むしろ我々大人ではないかとの自省的視点が求められていると考える。

2、子どもの環境の変化を示す

いくつかの事象とデータ

(1) 増え続ける児童虐待

児童虐待相談対応件数をみると、1990(平成2)年1,101件、2011(平成23)年59,919件、2012(平成24)年では66,807件と実に約50倍と、とんでもない数字に増加している。これは、児童虐待についての社会的認知が深まったことも増加の理由の一つと考えられるが、実数も増加していると思われるべきであろう。

これら児童虐待増加の原因(複数回答)をみると、経済的困難(44・6%)、親族・近隣・友人からの孤立(40・4%)、夫婦不和(28・6%)、ひとり親家庭(27・8%)、育児に嫌悪感・拒否感情(21・6%)、就労不安定(24・2%)、育児疲れ(21・8%)となつている。親が追い込まれてせば詰まって児童虐待に走っ

ていることがうかがえる。

福島の状況についての新聞報道によると、児童虐待が2倍に増えているという。震災による原発事故で避難を余儀なくされ、新潟県内にも避難者は約5000人にのぼっているが、母子避難も多く家族がバラバラになり、家庭環境が変わり、経済的にも不安な生活状態に置かれている、こうした環境の変化がストレスとなり虐待増加につながっているとみられる。

(2) ひとり親家庭の増加

子どもの家庭環境も大きく変化している。その例として、ひとり親世帯数は、1983(昭和58)年885,400世帯↓2011(平成23)年1,461,000世帯と約65%の増加である。ひとり親世帯のうち8割以上が母子家庭で、そのうち約2割が無職、約半数は非正規雇用であり、平均年間収入はわずか223万円である。このひとり親家庭の増加と経済的な貧困が児童虐待等の原因の一つにもなっているとみられる。

一方、離婚件数は2003(平成15)年以降微減傾向であるが、DV(家庭内暴力)の相談件数は増加している(配偶者暴力相談支援センターの相談件数は2003(平成15)年43,225件↓2011(平成23)年

89、540件)。また、離婚後の母子家庭の80%では養育費が支払われておらず、70%の父親は子どもに面会していない。離婚調停をすれば、養育費は必ず支払うこととされ、面会交流も原則として認められているが、実際は履行されていないのが現状である。

DV家庭で育った子どもへの影響として、子どもが父の暴力の中で生活すると、暴力で解決することを学んでしまい、暴力的な傾向の人間になりやすいと言われる。世代間のDV連鎖という。また、父親が母親に暴力をふるうことは、これを見た子どもへのDVでもある(注)。また、DV家庭で育った女子がDV傾向の男子と結婚するケースが多く、その場合、解決は困難である。

(注) 児童虐待防止法2条4項「児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者における暴力(配偶者は婚姻の届けをしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情のあるものを含む)の身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。その他の児童に著しい心理的外傷を与え言動を行うこと」

(3) 貧困率の増加について

貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)を下回る世帯の割合(貧困率)(注)を見ると、1985(昭和60)年12・0%↓2009(平成21)年16・2%と、その割合が増え、貧富の差が広がっている。また、保護人員は1995(平成7)年882、000人↓2011(平成23)年2、066、000人に急増している。同期年度の普通世帯で生活保護を受けている世帯数は41、627↓253、932とその伸び率は510%に増加し、非正規雇用が大幅に増えている(福祉行政報告例)。

政府は、厚労省のデータがはつきりと貧富の差の拡大を示しており、そのことが子どもの貧困等の問題を生み出していることは明らかであるのに、むしろ貧富の差を拡大する政策を取り続けているのは理解に苦しむ。

(注) 1、等価可処分所得：世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人数の平方根で割って調整した所得。

2、貧困率：一定基準(貧困線)を下回る等価可処分所得しか得ていないものの割合。

(4) 子どもの遊びの変化

最近の著しく普及しているインターネットの利用状況から子どもの生活の過ごし方を見ると、携帯電話のネット利用が毎年増加し、2時間以上2009(平成21)年27・8%↓2012(平成24)年35・1%となっており、2012(平成24)年度の1日平均時間が97・1分、約2割が3時間以上となっている、これはゲームは含まれていない。

このようにネット遊びに依存した生活では外で遊んだり、親と語り合うことなどは到底無理である。

以上述べてきたように、子どもをとりまく環境がこれほどまでに変化している以上、子どもに変化が出ないわけがなく、それは子どもの責任ではなく、大人と社会の責任である。

3、子どもの問題行動のあらわれ方の実情

(1) 少年非行

少年非行を統計で見ると、少年非行の大部分は刑法に触れる行為をした場合であるが、実数および少年人口比でも減少傾向にある。また、一般少年刑法犯に占める凶悪犯の割合は1966(昭和41)年3・8%↓

2010年0・9%と、減少している。凶悪な非行に及ぶ少年が急増しているかのイメージはマスコミの報道の影響が強い。

刑法犯の中心を占めるのは万引き・自転車盗・オートバイ盗である。ほとんどは万引きを繰り返す少年が多い。多くのケースで家庭環境に問題がある。昔は子どもが非行行動をすると親は更生させるのに熱心だったが、最近では勝手にすればいいと放任する親も少くない。

(2) 学校生活・家庭生活における問題行動

家庭内暴力は、増加傾向にあり、特に中学生に多い。一方、校内暴力も2006(平成18)年度40、019件↓2011(平成23)年度50、369件と増加し、外に向けた暴力は減少傾向にあり、身近なことで問題を起す暴力が増えている。

児童生徒の不登校数は、2011(平成23)年度小学生22、622人(0・33%)、中学生94、836人(2・64%)で以前より実数は減少しているが、中学生の発生率は平成以降2〜3%で高値安定という状況にある(クラス1〜2人)。

いじめ件数については、いじめ自殺事件が大きく報

道される都度、調査を強化している中で、客観性は乏しいが全体として増加傾向にあるといつてよい。平成24年4月～9月で144,054件となっている。無視・悪口・いやなことをさせる、暴力などの傾向に大きな変化はないが、携帯やゲーム機などでも簡単にネットが出来、ネットによるいじめが増加している(兵庫・埼玉・岡山でネットいじめによる自殺事件)。

この4月(2013年)から新潟県弁護士会では、電話による無料相談である「子どもの悩みごと相談」を開設した。その内容を見ると、身近な人間関係におけるトラブル、特に大人の不適切な対応によるトラブルが目立つ。例えば部活におけるいじめ、差別的な対応、体罰、叱責など指導する教師側に問題があり、教師側の対応に疑問が抱かれるかなり深刻な事例が多い。

こうした子どもの問題行動から、身近な人間関係(親や、教師や、友人など)がストレスになっていること、近い人間関係の形成に難のある子どもが増えているという、今の子どもの像が見えてくる。家庭環境や教育環境の変化、ネットやゲームによって、よりバーチャルへの依存等、子どもの環境変化に伴う問題が素直に表れていると思う。

4 子どもを取り巻く環境の

改善を考えるにあたって

(1) 子どもに関わる諸法律で改善(?)した部分と残された部分

児童虐待防止法、DV法、いじめ防止対策推進法等の制定は、これらの問題の社会的認知、共通認識の形成を促進し、何が悪いかをはっきりさせたことは改善した部分といえよう。しかし、取り残された部分は実は改善部分と連動している。悪は悪、善は善という勧善懲悪的な発想が非常に強く、悪いことをすれば取り締まれば良いという考えが浸透してきていることには危惧せざるを得ない。何故、DVや児童虐待、いじめが増えているのかという原因やその背景を探る視点が乏しく、教育的対応の視点が薄いのである。

この6月に制定された「いじめ防止対策推進法」は現在の政府の教育観を如実に表している。「いじめは悪いからするな! やったら警察にも通報する!」という強い法律で、いじめをやっている子が抱えている問題を考えずに通報して取り締まるといふ法律である。ここには教育的視点が欠け、家庭は子どもが安心して

過ごす場所ではなく子どもにも規範意識を養う場所であり、学校ではすべての活動に通じる道徳教育を図るとしている。

このような法律・安倍政権の政策では、被害児童の自殺ばかりか、加害児童の自殺も増えるのではないかと危惧される。

(2) 今こそ「子どもの人権」の視点から子どもの問題を考えるとき

人権とは人間らしく生きるために必要不可欠な権利である。それは「人間がただ人間であるということに基づいて当然に有する権利」、「人が人格的自律の存在として自己を主張し、そのような存在としてあり続ける上で不可欠な権利」である。

従って子どもの権利とは、結局「子どもが人間らしく生きるために不可欠な権利」という定義づけで足りるものと思われる。

ア 子どもの人権保障を考える視点として

・子どもはひとりの人間として個人の尊厳を保障される

・子どもは成長途上にあるものであり、未来のために現在を生きるという側面がある(発達可能態)

・子どもは未熟であるゆえに、人権侵害に晒されやすく成人以上に保護が必要になる場合がある。
・子どもは未熟である故に、自らの権利を守ることに、行使することは難しい。

イ 子どもの実体的権利

① ひとりの人間として尊厳を保障されること

② 今を豊かに生きる権利、安心して生きていく権利

③ 成長発達する権利

大人との受容的な人間関係がなければ、これらの権利は実現できない。自由競争(弱肉強食)は大人にはあり得ても、成長発達過程の子どもには妥当し得ないことを認識すべきである。子どもは親の所有物でも、国家の人材育成のために生きているのではない。上からの押しつけでなく今を生きる、将来のために今を生きる生き方を身につけさせることが求められる。そして①、②、③と取り組む教師の実践を望みたい。

(3) 「今の子ども」は愛情の欠乏状態にある

経済的にも余裕のない親、今の教員の多忙さも加わって、教師による不当な扱いと不誠実な応答関係から、子どもの実体的権利が保障されず、社会的人間関係を

形成できない子どもたちが増大している。

そこで、大きな視点から次の点を提起したい。・大人における弱肉強食、貧富の拡大政策の見直し、・親が子育てに孤立しないようにするための子育て支援の強化（必要としている者へ行き届いていない）、・学校教育における教員の多忙、競争主義、管理主義の軽減である。

身近な視点として、・子どもの可能性・立ち直りを信じる。・子ども（特に問題行動のある子ども）に対する誠実で受容的な対応が求められ、特に問題行動のある子どもはどうしても厄介者となり教師の多忙にもなるが、学校教育においては懲罰より教育が強く求められている。・子どもの自己実現をサポートする（ネットよりも楽しいことを見つけてあげるため）、子どもがネットを3時間もやっていると親はどうしているのか、サポートする視点を求めたい。

付録

【講演後の質問と意見】

（意見）スナックで働くママ、10歳の娘が6歳の子の夕飯をつくる。子ども同士のイライラもある。非行を犯

した高校生の家庭を訪問したらその住所はビルだったが家は無い。よく聞いたらビルの屋上にテントを張って住んでいた、というように家庭が完全に崩壊している。何とか食い止め家庭を守らなければならない。コンビニの夜間営業なんてやめさせるべき。5時になったら会社が親を家庭に帰すなど手厚い支援が必要とする。家庭崩壊の現実を全国的に暴き出していく、そうしないといじめ、非行などなくなる。

（意見）家庭崩壊の話ですが、最近では家庭を作れない場合も多い。仕事がない、結婚できない、子どもをつけないなど。

（近藤）経済的な基盤がないのに10代で出産なんて場合も多い。

（質問）両親のもと、4人の子がいた。2人目が立派な大学出たのに引きこもり、親ともご飯を一緒に食べない。なんとか自己表現出来るようないい方法はないでしょうか？

（答え）この会場の6階にある引きこもり相談センターで相談員をしているが、最も大事なことは自殺を予防すること。医者に診てもらおうとしても、受け入れない親子もいる。希望あれば自宅に何うが会えないときもあり、

1年後にやつと会えたというケースもある。

若者の電話離れ、電話がかけられない子が多い。メール相談もやっているが「死にたい、消えたい」とメールに綴る。全国の自殺統計では20代より30代の自殺が多いが、新潟県は20代の自殺も多い。全国でワースト6県くらいの中に新潟も入っている。

(意見) 強硬な法律などについて弁護士会として請願などは難しいだろうがここにいる人たちだけでも何か動けないか？

(近藤) 請願というより意見などは言うべき。以前にも出来そうになった条例が保守系の反対によって無くなった事もある。議会に出てしまつてからでは遅いので早く手を打つべきだ。

なかなか声に出せない国民性ではあるが声に出すことが大事。研究所として声に出してもらおうのいいのではないか。

現場の先生たちはこういうときにどうしているのか？以前、学テを反対したら処分されたが。

(答え) 実際に反対する組合もない。個人で出来る事も限られていて言えない。

(近藤) 学校教育法も変わり、トップダウン方式で言

えない。教師の教育の自由などなくなっている。法律だ！と言われれば公務員が法律違反をすることになるからなかなか個々では言えない。教員は公務員だから法律に従わざるを得ない。

(質問) 高校でいじめがあつても隠す。一般的にどのような状況か。

(近藤) いじめを隠すのは昔からどこでもあつた事。担任もいじめがあれば仕事が増えるし、ないと思いたい。第三者委員会も大事だが、どんな人が人選されるのが大事。

(意見) 隠ぺい体質の問題が出たが、これは個人情報保護法が問題を大きく難しくしているのではないか。

(近藤) 個人情報保護法は作るときはこんなに副作用があると思わなかった。弁護士が仕事をする上でもネックになることが多い。

※(近藤) は講師の近藤明彦さん、(答え) は質問に対する参加者の発言。

(文責・内山雄平)